

令和6年9月11日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和6年9月11日（水曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

浅野敏江 委員長  
佐藤公男 副委員長  
桑原成典 委員 鎌田礼二 委員  
西村勝男 委員 小高洋 委員

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
総務部長	本多裕之	総務部 危機管理監	佐藤孝文
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子	総務部次長兼 行財政改革推進 専門監	佐藤一樹
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	総務部 政策課長	引地洋介
総務部 財政課長	佐藤涉	総務部 危機管理課長	古谷勝弘
総務部総務人事課 総務係長	石川宏	教育委員会 教育長	黒田賢一
教育委員会 教育部長	末永量太	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子
教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

---

会議に付した事件

議案第 59 号 塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例

議案第 72 号 塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

議案第 73 号 塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例

議案第 74 号 塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

議案第 75 号 令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○浅野委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。また、窓を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については、許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第59号「塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例」、議案第72号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、議案第73号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」、議案第74号「塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第59号及び第72号ないし第75号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。佐藤市長、お願いします。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例など、計5か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○浅野委員長 当局の説明をお願いします。古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、議案第59号、危機管理課から「塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.20、第3回市議会定例会議案資料の8ページをご覧ください。

概要ですが、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づきまして、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえた津波防災センター施設使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

見直しの基本的な考え方は記載のとおりとなります。津波防災センターの算定及び見直しに

つきましては、市民が利用する場合は、これまでと変更はございませんが、市民以外の方が利用する場合は、現行の使用料の1.5倍の金額とすること、また、冷暖房使用料につきましては、これまで設定しておりませんでした。が、条例掲載どおり、実費相当額を新設するものでございます。

以上2点の理由によりまして、条例の一部改正を行うものです。

施行日は、令和7年4月1日からとしております。

議案第59号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 それでは、生涯学習課より3件ご説明をさせていただきます。

まず、議案第72号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

恐れ入ります、資料No.4及び資料No.20をご用意いたします。

まず、資料No.4の32ページをお開きください。

塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の提案理由を記載しております。第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、施設使用料等の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものです。

詳細につきましては、資料No.20で説明させていただきます。恐れ入りますが、資料No.20の45ページをお開きください。

まず、1の概要につきましては、先ほどご説明申し上げた内容と重複いたしますので、省略申し上げます。

次に、2の基本的な考え方ですが、見直し後の施設使用料は、原価である運営経費の反映を基本として算定しております。また、利用者の急激な負担を抑制するため、見直し料金は現行の1.5倍を上限とする激変緩和措置を適用します。さらに、市民の利便性向上のため、市民以外の利用料については、市民の1.5倍とします。冷暖房使用料については、実費相当額を設定し、今後、原則として3年ごとに定期的な見直しを進めてまいります。

3の算定の考え方や見直し案についてですが、運営経費の反映を基本とし、利便性の向上を図るため、1時間単位での貸館に設定しております。なお、社会教育施設の利用時間、46ページをご覧ください。施設使用料の改正、冷暖房使用料の改正などを記載してございます。

4の施行日につきましては、令和7年4月1日からとなります。

なお、資料No.4の定例会議案の28ページから32ページには条例改正案を、また、資料No.20の41ページから44ページには新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第72号についての説明は以上となります。

次に、議案第73号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.4及び資料No.20をご用意願います。

まず、資料No.4の39ページをお開きください。

こちらには、塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例の提案を記載してございます。

恐れ入りますが、資料No.20の56ページをお開きください。

1の概要、2の基本的な考え方、3の算定の考え方や見直し案については、議案第72号で説明申し上げましたので、省略いたします。

なお、56ページから57ページには、遊ホールの1時間単位の改定と冷暖房使用料の改定などを記載してございます。

4の施行日につきましては、令和7年4月1日からとなります。

なお、資料No.4の定例会議案の33ページから39ページには条例改正案を、また、資料No.20の47ページから55ページには新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第73号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第74号「塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.4及び資料No.20をご用意願います。

まず、資料No.4の44ページをお開きください。

塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例の提案理由を記載してございます。

恐れ入りますが、資料No.20の64ページをお開きください。

まず、1の概要、2の基本的な考え方、3の算定の考え方や見直し案については、議案第72号で説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

なお、体育館については、1時間の料金単価、温水プールについては、現行の1.5倍の単価を記載しております。

4の施行日につきましては、令和7年4月1日からとなります。

なお、資料No.4の定例会議案の40ページから44ページには条例改正案を、また、資料No.20の58ページから63ページには新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第74号についての説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務部人事課から、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、総務人事課所管分について、ご説明いたします。

資料No.20の73ページをご覧ください。

文書の電子決裁の導入について、ご説明いたします。

1番の概要ですが、第5次行財政改革推進計画に掲げているペーパーレス化によるコスト削減及び業務効率化につながる文書の電子決裁を導入するものです。

事業内容ですが、現在、押印決裁で行っている起案文書につきまして、電子決裁を導入するためのシステム改修を行うものとなっております。紙使用量の状況ですが、表にありますとおり、令和5年度におきましては、各種会議等をペーパーレス化することによりまして、前年度から約50万枚削減となりました。計画の目標値は令和9年度の273.5万枚としているものでございます。

3番の導入効果ですが、1番として、紙使用量及び印刷コストの削減として、年間170万円程度の削減を見込んでおります。また、2つ目といたしまして、文書の検索性の向上、分散している庁舎間移動の削減、3つ目にあります文書の破損・紛失リスクなどセキュリティーの向上などの効果が期待できると見込んでございます。

4番の事業費ですが、370万円を見込んでおりまして、財源は一般会計にかかっております。

5番の今後の予定になります。予算をお認めいただければ、10月に契約手続を行い、3月に運用テスト、令和7年4月からの導入を目指してまいります。

次に、資料No.18の補正予算説明書の8番、8ページ、9ページをご覧ください。

歳出予算につきまして、第2款総務費第1項総務管理費第2目文書広報費に文書管理事務のシステム導入支援業務委託としまして370万円を計上しているところでございます。

総務人事課からは以上となります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 続きまして、教育総務課から、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、令和6年度学校施設環境改善交付金の交付決定に

ついてをご説明いたします。

資料No.20の79ページをご覧ください。

2、事業内容について、ご説明いたします。

こちらは、第二中学校における第Ⅱ期長寿命化改良事業に関し、国から令和7年度事業分の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことを踏まえ、同交付金を財源にしようとする補正予算を計上するものです。交付決定金額は9,035万3,000円です。

事業内容についてですが、本事業に係る契約状況は一覧表のとおりです。建築、電気設備、機械設備に係る工事と工事監理業務委託について、工期は令和7年9月30日まで、契約額の合計は7億6,087万円です。2か年にわたる工事となるため、出来高に応じて各年度で支払いを行います。契約額の隣に各年度の支払い予定額をお示ししております。

事業費及び財源内訳ですが、事業費は4億6,040万3,000円。財源内訳として、国の学校施設環境改善交付金が9,035万3,000円、地方債が3億7,000万円で、一般財源は5万円、地方債は、学校教育施設等整備事業債と行政改革推進債を充当する予定です。

今後の予定ですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、令和7年9月まで、記載のとおりのお予定となっております。

続きまして、資料No.18の補正予算説明書で、補正予算について、説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

資料No.18の14ページ、15ページをご覧ください。

第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費において、先ほど契約状況でご説明した工事費や委託料のほか、建物賃借料や学校用備品などの本事業に係る諸経費を合わせ、4億6,040万3,000円を計上しております。

次に、歳出ですが、同じ資料の6ページ、7ページをご覧ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第6目教育費国庫補助金の第3節中学校費補助金に学校施設環境改善交付金9,035万3,000円を、第22款市債第1項市債第7目教育債の第2節中学校債に3億7,000万円を計上しております。

次に、繰越明許費と地方債の変更について、ご説明いたします。

それでは、資料No.17の8ページをご覧ください。

本事業は、令和7年度の工事完了となりますことから、第2表繰越明許費において4億6,040万3,000円を追加しております。



また、第3表地方債補正におきましては、中学校長寿命化改良事業について、限度額3億7,000万円を追加しております。

教育総務課からの説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 続きまして、一般会計予算のうち、生涯学習課分について、2件ご説明いたします。

議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、第27回みやぎ県民文化祭助成金について、ご説明いたします。

資料No.20の80ページをご覧ください。

先に概要について、ご説明いたします。

本事業は、みやぎ県民文化祭を共催するため、同文化祭実行委員会に対し助成金を交付しようとするものです。

2のみやぎ県民文化祭についてですが、県内の文化団体が日頃の成果を発表するとともに、文化のさらなる発展と振興を図ろうとするものです。令和6年度は仙台地区が担当で、塩釜市芸術文化協会が参加を予定しております。

3の開催概要ですが、期間は10月19日と20日の2日間、名取市文化センターで開催されます。

4の本市の共催についてですが、今年7月に主管となるみやぎ県民文化祭実行委員会より、共催の依頼がありました。文化祭の後押しと地域の芸術文化の向上のために、本市も共催するものです。

5の事業費及び財源内訳ですが、事業費20万円、全額一般財源となります。

6の今後の予定についてですが、補正予算をお認めいただきましたら、10月に開催されます、みやぎ県民文化祭に助成金を交付する予定となっております。

次に、資料No.18の一般会計予算説明書で、予算について、ご説明いたします。

資料No.18の14、15ページをご覧ください。

歳出について、ご説明いたします。

第10款教育費第4項社会教育費第2目公民館費第18節負担金補助及び交付金20万円を計上しております。財源は先ほどお伝えした一般財源となります。

続きまして、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、社会体育施設の改修などについて、ご説明いたします。

資料No.20の81ページをご覧ください。

先に概要について、ご説明いたします。

本事業は、老朽化の進展に伴い不具合が生じている塩竈市温水プールの改修を行うものです。あわせて、大規模改修工事に伴い利用料金の減収が見込まれる塩竈市体育館の指定管理者に対し、減収見込額を補償するものです。

2の事業内容ですが、(1)の塩竈市温水プールの改修についてですが、令和5年6月に天井部材の一部が落下したことにより、二コースを使用制限するとともに、プールサイドの立入りを制限してまいりました。同年9月定例会に改修に係る実施計画費を計上し、工法の検討を進めてまいりました。これまでの検討成果を踏まえ、①として、温水プール天井等改修工事として、既存天井の撤去や軽量天井の新設などを行うもので、②として、温水プール照明設備工事としてLED照明の更新を行うものです。

次に、(2)の指定管理者に対する補償についてですが、体育館の大規模改修の施工により、令和6年9月からサブアリーナが利用できないことに伴い、指定管理者の収入の減収が見込まれます。減収見込額について、指定管理者に補償するものです。補償については、令和6年度予算額を基準とし、令和5年度決算額及び利用実績を基に試算しております。

82ページをご覧ください。

3の事業費及び財源内訳について、温水プールの改修につきましては、事業費8,275万5,000円、財源として、公共施設等適正管理推進事業債、行政改革推進債として8,270万円、一般財源5万5,000円となっております。また、体育施設の減収補償金として、480万円は、全て一般財源となります。

4の現在の状況については、下記のとおりでございますので、ご参照ください。

5の今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、10月以降、ご覧のとおりのご予定としております。

次に、資料No.18の一般会計補正予算説明書で、予算について、ご説明いたします。

資料No.18の14、15ページをご覧ください。

初めに、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第2目体育施設費第12節委託料、工事監理業務委託料として394万円、同じく第14節工事請負費、施設補修等工事として7,881万5,000円。これは、温水プール改修に係るものです。同じく第21節補償補填及び賠償金、損失補償等補填費として480万

円。これは、体育館の減収補填に係るものを計上しております。

次に、歳入について、説明させていただきますので、同じ資料の6ページ、7ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第7目教育債第3節社会教育施設債8,270万円を計上しております。これは、温水プール改修に係る財源となります。こちらは、今回、地方債補正として額の変更をしてございます。

生涯学習課所管の補正予算の説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

資料No.18、補正予算説明書の6ページ、7ページをお開きください。

今回の補正予算に係ります主要一般財源等について、ご説明いたします。

歳入の第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金につきまして、3,063万5,000円の増額補正をするものです。

財政課所管の補正予算の説明は以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○浅野委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤公男でございます。私からは、塩竈市生涯学習センター条例について、お尋ねいたします。

資料No.20の45ページをお開きください。

59号、73号、74号と、若干類似案件でありますので、一部内容が混在するかもしれませんが、ご了承のほど、お願いいたします。主に公民館エスプを主題としてお尋ねいたします。

まず、前段で、こちらの料金改正が行われたのは、直近では何年前だったのでしょうか。お尋ねします。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 令和元年の消費税改正のときに改正したのが最後でござ

います。

以上です。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。令和元年ですね。6年前。ありがとうございます。

ちょっと多賀城市のホームページとかも見ていたのですが、多賀城市も同じ時期でしょうかね、2019年10月に改定をされておりました。2の基本的な考え方のポツ点の一番上なのですが、見直し後の使用料等は原価である運営経費の反映を基本として算定、この算定方法が基本と思うのですが、これについては他市町との比較はされているのでしょうか。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 ほかの類似団体の施設等と比較しまして、こちら、私どもも算定させていただきました。

以上であります。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。参考までに多賀城市を見てみますと、多賀城市の場合は中央公民館と文化センターとあるのですが、これ、会議室とか、その平面図が載っておりませんので当市とは比較できないのですけれども、単純に冷暖房費だけ見ますと、多賀城市の場合は楽屋の小部屋とかあって、ここは150円なのですが、あとは大体200円以上なんですね。本市は現在100円です。それを上限1.5倍としますので150円で、マックス150円であろうかと思うのですけれども、この辺、200円でなく、2.0倍でなく1.5倍と設定した根拠みたいなものはあるのでしょうか。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 今回、冷暖房費以外にも使用料も改定ということで、当市としましても、これまで改定してこなかったものですから、激変緩和措置ということで、全て上限1.5倍というような形で今回計算させていただきました。

以上であります。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。その下段です。市民の利用しやすさを確保するため、市民以外の方が利用する場合の使用料は市民の1.5倍に設定、これ、ちょっと具体例でお聞きしますが、実際ある話です。塩釜市芸術文化協会に加盟されている団体なのですけれども、この

方々は2市3町で活動されています。塩釜市芸術文化協会にも加盟されています。多賀城市の芸術文化協会にも加盟されています。ただ、会長さん、これも仙台在住の方なんですね。それで、公民館とかを使う場合は、要は会計さんが公民館に行って申請するわけですが、この方は塩竈です。こういった場合は、1なのか、1.5なのか。どちらの区分けになるのでしょうか。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 現在、団体として、主たる住所であるところで判断を基本的にはさせていただいておりますので、主たる団体さんの申請される方の住所が塩竈市であれば減免になりますし、それ以外の方は基本的には1.5倍という形になります。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。それでは、会計の方の塩竈市の住所でもよろしいということですね。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 基本的には、申請書に基づきましてこちらで判断を指定管理者とさせていただきますので、そのとおりだと思います。

以上であります。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。今、減免という話が出ましたので、ついでにお聞きいたします。社会奉仕活動ですとか慈善事業ですとか行われている団体については、申請をすれば公民館等々の利用金額が100%減免になると聞いておりました。それは今後どのようにお考えなのでしょうか。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 減免に関しましては、今回の使用料の見直しが終了の後、指定管理者と共にどういった形が一番いい形なのか、現在の減免団体の内容も含めまして検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

それでは、3番目の算定の考え方及び見直し案について、お尋ねします。

ポツ点の2番目なのですが、利便性の向上を図るため、これまでの「時間帯での貸館（3時間単位での貸館）」から「1時間単位での貸館」とするよう設定とあります。これについては、使用料の部分でのシミュレーションはされているのでしょうか。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 こちらの時間単価に貸館を変えるという部分に関しましては、各指定管理者と話をしまして、より使いやすい部分が1時間単位であったということですから、今回シミュレーションというか、話し合った上で決定をした形です。

以上です。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。ちょっと私、民間での経験から言いますと、ちょっとこれ、3時間から1時間にすると減ってしまうのではないかなと思うのですが、これ、2時間という考えはなかったのでしょうか。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 今回、貸館だけでなく、冷暖房費とか、そのほかの部分に関しましても、1時間単位でのくくりでの今回変更という形で進めてきましたので、貸館に関しても、1時間単位の料金設定ということで進めてきたのが現状でございます。

以上です。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。私は、基本的に近隣市町と、この施設については料金はもう横並びでいいと思ってるんですね。これまで多賀城市より低かったわけですね。それが多賀城市と同じ冷暖房費200円であれば、あったとすれば、数年間その入ってくるお金があったわけですね。ただ、それがなかったために、そういった施設を利用、充足されないことから、施設運営の資金を税金から充当しなくちゃなかったわけですから、今回の1.5、上限については、賛同はできます。

ただ、46ページ、次ページをお開きください。一番下段です。

施行日なのですが、令和7年4月1日とあります。これは、ほかの施設も同じ日になっていると思うのですがけれども、ここはちょっと違うのではないかなと私は思っているんですね。ほかの委員会ですのであまり詳しくは言えないのですがけれども、例えば、塩釜港旅客ターミナル、マリングート塩釜ですね、これに関しても施行日は同じなのですがけれども、あちらは

商業施設なわけです。経済の中であるわけですね。毎日動いているわけです。ですから、これについては、極端なことを言うと、もう来月からでも私はいいと思うんですよ。動いていますから。

ただ、この公民館やふれあいエスプ塩竈、市民交流センター、これらについてはもう指定管理が変わったばかりです。まだ半年しか経過していません。正直、芸文団体の方とか8団体、私も聞き取りはしたのですけれども、昨年まで役所の方が運営されていました。これについては、正直、対応が悪いとか、そういうことを言われております。今、指定管理に変わって、対応はよくなったと。ただ、みんなしゃくし定規になったと言われていっているのです。これ、しゃくし定規というのは悪いことではないと思うのです。その会社のマニュアルですから。そのとおりやっているだけの話です。それに利用者、塩竈市民がまだなじんでいないということだと思いませんか。そのなじむまで物すごく時間がかかると思うのですけれども、まだなじまない段階でここで値上げ、すぐさま来年の4月1日に値上げというのはいかなるものかなとは思っているのです。例えば、二、三年猶予期間を置くであるとか、次の指定管理の契約時期まで待つとか、そういう方策もあるのではないかなと思います。

ちょっと横にそれるのですが、体育館にしてもそうだと思うんですね。今工事をされています。改修工事をされています。たしかそれが完了するのは、令和7年の3月、年度末だった記憶はあるのですが、例えば、そこで終わるのであれば、令和8年度の4月頭からでもいいんじゃないかなと。そうすれば利用者もある程度理解はしますよね。体育館の中が変わるわけですから、新しくなるわけですから。そういった施行日の猶予とか、そういったことは、お考えはないのでしょうか。

○浅野委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 それでは、私から、全体的なことですのでお答えさせていただきます。

まず、最初に今ご指摘いただいた点でございます。今ご指摘いただいた内容、例えば、生涯学習センター、ふれあいエスプ塩竈等々については、ご承知のとおり、今年4月から指定管理者制度に移行した施設でございます。我々内部としてもいろいろ考えました。指定管理者がやはり5年間契約をするに当たっては、その5年間の、例えば、収支状況ですとか、あと入場者数ですとか、そういったものを勘案しながら全体の計画を立てて、指定管理の契約、正確には協定を結んだところでございます。

そういったことを考えまして、来年の4月1日に、こちらは1.5倍になるのですが、料金の値上げをすることによって、非常に混乱を招くだろうというところは我々としても考えたところでございます。例えば、現在、契約期間、それぞれまちまちなのですが、具体的に言いますと、今年4月にやった契約、生涯学習センター関係については、6、7、8、9、10と、令和10年度末まで、体育館は前年度、令和5年度からスタートしましたので、令和9年度までになります。ちなみに美術館は今年度で終わりで来年から新たにということになりますが、そういった状況も鑑みまして、まずは料金、1.5倍にする分に関しては、現在の指定管理者制度の協定の期間終了後、次回の契約のタイミング、協定のタイミングで、料金については、1.5について見直す方向で進めたいと我々としては考えているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。そういった可能な措置があるのであれば、私は、賛同はできます。

さっきちょっと聞き漏れたのですが、ちょっと細かいことなのですけれども、1点だけすみません。資料No.20です、44ページです。の上から中段辺りなのですけれども、これの4番の営利目的として使用する場合についてなのですが、これは2倍となっております。これ、実際使用されている、毎年使用されている方からの問いなので、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、この方は舞踊関係のお披露目をやっています。年に1回やっております。昨年までは、大きい会場と中くらいの会場と小さい会場、3つお借りしていたようなのですけれども、このときで1万5,000円ぐらいかかっていたそうです。9時から5時までです。今回6月に使用しました。指定管理になっています。倍請求されたそうです。3万円でした。かかっている経費は大体25万円から30万円ぐらいはかかっていると。収入、いらしていただいた方は50名ぐらい、1,000円頂いたと思うのですが、あとお子さんについては、文化継承とかそういうのがあって無料にしていたと。5万円の収入に対して、25万円から30万円の支出があったと。これもやはり営利の経費なのでしょうか。慈善事業が私は半分ぐらいあるとは思うのですけれども、その辺の考え方、どうなのでしょう。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 今回の場合は、営利目的として利用されたというような取扱いだったものですから、料金がちょっと高くなったと私は聞いております。



以上であります。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、これからもそのとおりということですね。ありがとうございます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○浅野委員長 ほかに。桑原委員。

○桑原委員 桑原でございます。私も、資料No.20の45ページ、議案第72号、73号、74号という形で付随してあるものをちょっとお伺いできればなと思っております。

その中で、まず先ほど教育部長からお話、答弁がありました。確認なのですが、今定例会で条例を改正して値上げするのは、またその契約時、指定管理者の契約時ということでお間違いないでしょうか。

○浅野委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 はい、そのとおりでございます。少し補足しますと、あくまで条例の金額設定というのは上限額であります。上限額をまず設定をして、その後、指定管理者と料金について協議をして、じゃあ幾らにしましょうというのがスケジュールということになります。

今回、この条例に関しては、1.5倍という形で数字を上げさせていただいておりますけれども、まずはこの上限額1.5倍という状況でまずお認めいただいた中で、その上限額の範囲で、現在の金額はもちろん上限額の範囲内になりますので、そういった形で来年度以降も、現契約期間については現在の料金で推移させて、次回の協定のタイミングで、1.5倍を含めた金額について、議論をしていくということとさせていただきます。と思います。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。いろいろちょっと変わったんだなというところであったのですが、まず生涯学習センターについてなのなのですが、いろいろとちょっとお伺いしようかなとは思っていたのですが、契約して、また再契約時ということになるということなのですが、6月にちょっと常任委員会とかでもお伺いしたのですが、その来場者数というところがなかなか不透明なところで、正確には出てきていないというところで、その値上げした場合の来場者数とか利用者数の推移というのは、大方予想をつけているのか、その辺、考えているのかというのをちょっとお伺いできればと思います。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 今回の利用料算定につきましては、人数は現在の利用者数という形ではあるのですが、委員から、5月の協議会でもお話しいただいたとおり、入館者数のカウントの仕方につきましては、指定管理者と現在、こういった形が一番正式な数字が出るかという部分を整理させていただいておりますので、改めて報告につきましては、ご報告させていただきたいと思います。

以上であります。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。先ほど佐藤委員もおっしゃっていたのですが、再契約時ということになるということなので、現在、指定管理者の契約がまだ途中だということで、今もし4月1日に値上げするのであれば、その評価というところで指定管理者に、言い訳ではないですが、これで値上げしたら人数が減少したんだと、そういったことで言い訳をつくってしまうのではないかなというのは、正直思っていたところであります。それが現在、また契約時ということになるのであれば、まだその辺の猶予はあるのかなというところでは、正直思いました。

もし、例えばなのですが、私もちょっとその値上げということに関しては、別にそこまで、何でしょう、否定的ではないのですが、例えば、今条例を改正して、その契約時に値上げをします、その契約をしますというところになった場合、例えば、その今条例を改正する必要があるのかというところでお伺いできればと思います。

○浅野委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 私から、またお答えさせていただければと思います。

ただいまのご質疑に対するということでございますけれども、まず我々としては、今回9月に提案させていただいたのは、ご承知のとおり、この指定管理者に係る使用料だけではなくて、全庁的な、手数料等も含めた料金の在り方について、議論した上で提案させていただいたものでございます。

回数、これが多い少ないの議論はまた横に置いておくとしましても、きちんと市民説明会ですとか、利用者に対する、団体の代表者に対する説明会を経てきまして、料金見直しについてはやむなしというご意見を結構いただいているところでございました。そういったところで、我々としては準備を進めて今回改定させていただいたところでございます。

そういったときに、もしこの部分だけ、例えば、次回とか来年度とかという議論になると、今度、次の、我々の必要な額として1.5倍として、また、上限額として上げたのですけれども、次の議論のときに、また、ゼロからの議論になってしまうというのを、我々は非常に恐れるところでございます。

そういったところからも、やはりこの条例については、一度まずはお認めいただきまして、その後でというところでの、4月1日以降についてのという、先ほどお話しした内容ですけれども、議論にまたさせていただければなど考えておるところでございます。

若干ちょっと細かい話になるのですけれども、先ほど担当からもお話ししたとおり、今回1時間単位で見直しもしております。これは、料金を値上げをするのですけれども、一方で利用者に対する利便性の向上を図るという目的も1つございました。こちらについては、できれば今回、議決をいただければ、指定管理者と議論をして、なるべく早くそっちに移行させたいという思いも我々がございます。

そういったことから、まずは条例を今回お認めいただいて、そちらの準備もさせていただければと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ちょっとした疑問なのですけれども、もしこれが、条例がもし改正して、契約時ということで値上げをするということになった場合、例えば、不測の事態、例えば、物価高がすごくなくなってしまったとか、また、電気代がすごく高騰するとなった場合、途中でもし議案、この条例を通した場合、途中で値上げという場合もあり得てくるのかなというところもあります。そのリスクヘッジというところなのですけれども、その辺で、例えば、途中で値上げするとかになった場合は、そこは条例を改正するものの、議会に報告等もらえるようなものなのですか。

○浅野委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 お答えします。

結論から言うと、きちんと報告をさせていただきたいと思ひます。ちょっと遠回りな説明になるかもしれないのですが、条例のつくりというのは、先ほど上限というように申しました。これ、もともとの考え方というのは、指定管理者制度に移行したときに、例えば、指定管理者が勝手に料金を100円とか200円、300円と上げるのを防ぐためのものなのです。あくまで料

金を決定するのは、権限は市、ひいては議会となります。議決が必要だということになります。

そういったことから、その料金の範囲内の金額をまずは議決をいただいて、そして指定管理者と議論をしていくようにしましょうという段階になるということですので、その料金がもし上がるという議論があるときには、きちんと議会にも説明をする責任があると理解しておりますので、きちんと対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。先ほどから上限という形なのですけれども、これ、例えば、それを下回ることもあるということですか。あくまでも上限なので、例えば、200円のところ、200円がもし値上がりとなった場合、例えばですけれども、180円とか、そういった場合もあり得るということで、認識でよろしいでしょうか。

○浅野委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 はい、ございます。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

私からの質疑は以上になります。ありがとうございました。

○浅野委員長 ほかに。小高委員。

○小高委員 では、続きまして、私からも何点かお伺いさせていただきたいと思います。

それで、先ほど来、委員会の議論として、運用の部分ですとか、そういった議論が様々なされてきたかなと思っております。それで、一方で総括質疑、先日程行われた総括質疑等々でも、様々な、大きく考え方のところも含めて何点かこの間、お伺いしてきたわけではありますが、あくまで行政サービスとしての性格の中での議論でありますので、そういった点で様々な部分について、議論、これまでちょっと薄かったところもあろうかと思っておりますので、その辺を含めてちょっと深めたいなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それで、今回、総務教育常任委員会の所管分としては、条例としては4本、主に教育施設等々をはじめ、施設の使用料ですとか、そういった部分中心の所管の議案ということになっておりますが、そうした中でこの間、様々な、市民説明会等々、そういったところでの資料等

も示されてこられた中で、1つにはこの資料No.20のところでの各種議案のところに書かれておりますけれども、1つには受益者負担の適正化と、物価高騰の状況を踏まえて運営経費の反映を基本とすると、また行財政改革の考え方に基づいてということでの説明が、これまで様々ありました。

そうした中で、総括質疑の際にお伺いをした際には、今回その上限1.5倍と、基本的な部分としての、考え方としての上限1.5倍ということで、様々、施設だったり、手数料とかそういったものの中で、多少違いはあるものの、基本的には上限を1.5倍として今回見直しを行うと。それで、また3年ごとにさらなる見直しを図っていくということでの説明があったかなと思っております。

その中で、今回、経費に対して収入では不足をします。その不足分について、税負担で賅っているというのがある意味、総括質疑で、今回の料金改定の根っこの考え方の部分だとお聞きをしたわけなのですが、ただ、一方で、市民の方からも実は何点か、何点かというか、何回か問合せをいただきまして、これは総括質疑の際にもちょっと述べたのですが、今回示された資料等々を見ますと、様々な計算式によって計算された経費がこうかかっています。それに対して、料金収入、使用料収入、そういったものの割合がこのぐらいで、実際の収支率が何%という形でお示しをされた上で、受益者負担の適正化であるということで、とは言っても激変緩和ということでの1.5倍、まずは1.5倍なのですということでのお話を聞いた際に、やはりどのように捉えられたかというお話だったのですが、その資料を見る限りでは、中に1行ぐらいは言及はあったかと思うのですが、収支率、目指すべきは100%というように捉えられたようなのです。

その中で、今回はまず激変緩和として1.5倍だと。じゃあ3年ごとの見直しを含めて、最終的にこれ、収支率100%に上がってしまうのですかということを探ねられました。それで、じゃあそれに対してどのようにお答えをしようかなという部分もあったのですが、実際に総括質疑の際に、目指すべきは収支比率100%ということなのではないかということでお聞きをした際に、いわゆる受益者負担の考え方、いわゆる税負担、公費負担とのバランス、そういったものの考え方について、総括質疑の中で一定こう、初めてそういったところで、ある意味では当局のお考えを伺うことができたかなと思っておりますが、そのあたりの考え方について、今回4件、それぞれにということではないのですが、改めて今回のその見直しの考え方について、どういったこのステップを踏んで決められたのか、その辺、もう一度お聞

きしたいと思います。

○浅野委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 では、お答えいたします。

総括質疑の中でも質疑いただきまして、それぞれの行政サービスの必需性とか市場性、そのミックスで受益者負担割合というのが一定程度設定されて、それで原価計算に反映させるというご説明をさせていただきました。

今のお尋ねにつきましては、その妥当な収支率、それをいかに目指すべきかというような趣旨のご質疑かと思いますが、やはりご答弁させていただいたとおり、一定程度、その必需性、あるいは、市場性、そういったものを勘案させた上での受益者負担割合というのが一つの目安になるかと、我々は認識しているところでございます。

ただ、一方で、今回の使用料の見直しに当たっては、様々、諸条件がありますと。単純に原価計算だけではなくて、類似のサービスとの比較であったりとか、あと他団体とのバランス、そういったものを一定程度、考慮しなきゃいけないと、そういった見直しをさせていただいております。

あとは、ユーザーの皆様に対しまして、急激な利用者の負担増を避けるというような狙いもありますので、他団体で多く取られているように、激変緩和措置というのも1.5倍で設定させていただいたというような、様々なその手法をミックスさせた上で、見直し額というのを今回提案させていただいているというようなところもございますので、今言ったような複合的な要素の上で、見直し額が成り立っているというようなこともございますので、収支比率につきましては、明確にお示しすることは難しいかと思いますが、今まで先送りしてきて、こういった見直しを避けてきたというようなところもございますので、まずはこういった多くの自治体でやられているような取組、やり方でもって、改正を進めさせていきたいと、進めさせていただいているというような経緯がございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 そもそもという考え方で言えば、まさにある意味ではおっしゃるとおりかなと思っております、というのは、いわゆる受益者負担の考え方というものを見たときに、先ほどおっしゃられたような、いわゆる必需性ですとか市場性ですとか、あるいは本市における政策的な物事の考え方、あとは当然経費の部分も関わってくるころではありますし、そのと

きそのときの社会情勢というものもあるだろうと。そういったものが様々、複合的に要素としてあった上で、しからば本市としてどうするか、それに対して、じゃあそういった提案をいただいた場合に、議会としてどう答えるかというところも含めて、しっかりとした議論は、これは必要だったのではないかなと考えるわけです。

そういった中で、先ほど市民の方からこういった問いかけありましたということでのご紹介をしたのですけれども、そういった議論の過程の中で、例えば、本市として考える、その負担均衡の原則の在り方ですとか、負担公平の原則の在り方ですとか、あるいは、特段、福祉とかに関わる部分の料金等に関しては、ある意味で応能負担の原則というのに関わってくるでしょうし、そういった様々な要因があって、一つ一つ検証した結果、今回の見直しというのをこのように考えますということで提示をいただいて、それに対してしっかり議論で答えていくということが、やはりこうした様々な、特に市民の方々の負担増につながる部分については必要だったのではないかなと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○浅野委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 今回の見直しの過程におきまして、様々、内部的には検討させていただいた上で、受益者負担割合とか、そういったものを設定させていただいた上で、市民説明会、パブリックコメント、そういった手続を踏ませていただいております。

本市としては、こういった、いわゆる消費税的な、自然増的な見直しは、その都度やってきたというのはあると思うのですが、限界まで踏み込んで抜本的な見直しをしてきたというのは、今に至るまで、要はなかったというようなことをございます。ということもございまして、我が市としては、ある意味では初めての取組だったのかと思いますので、他自治体の事例などを参考に、今回の事業を進めてきたというような経緯がございます。

ただ、様々、この冒頭申し上げました資料を作らせてまいりました。というのは、やはり市民の皆様、ユーザーの皆様に対して、どういった財政状況なのかというのを、やはり分かっていただく、分かりやすくよりご理解いただくというような資料を、データなりを提示させていただいたというようなつもりではおりますが、ただ、ご指摘いただいたように、足らざる点があったとすれば、そこは真摯に受け止めまして、反省しなきゃいけないと思っておりますので、今後の情報発信の在り方等々につきましても、適時適切に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 まさに、先ほど私から申し上げましたことは、今回の見直しに当たっての議論も、ある意味では出発点といいますか、前提となる部分というか、といったところになるのかなと思っております。

そうした中で、先ほど来、先ほど他団体の取組ということでのお話もありましたけれども、例えば、近隣の市町村さんで出しておられる、その使用料、手数料の見直し指針というものを見させていただきますと、例えば、その中に目的として、例えば、算定基準の明確化ですとか、受益者負担の原則、そうした中に加えて、経費の部分ですとか、あるいは、先ほど申し上げたような受益者負担割合の決定、こうしたものを明記をした上で、指針というものをきちんと作成をされて、それをお示しをされているといったような事例も見られます。

そうした中で、今回、様々な資料の部分を見させていただく中では、当然、使用料、手数料の見直しに当たっての一つの要素としての受益者負担の適正化ですとか、そういった部分、そういった側面があるのは、当然これを否定するものではありませんが、それと同様に、そこに関しての本市としての政策的な考え方ですとか、そういった部分、受益者負担割合はこのように設定しますと、その理由はこういったものがありますというところも、これをきちんと付け加えて、市民説明会、あるいは、議会に対しても示すべきではなかったかなと私としては思っているところでもありますので、そういった点で、ちょっと議論の前段の部分がまだきちんとされていないのかなということをおっしゃりたいと思います。

それと、あともう1点、先ほど指定管理の関係で、利用料に関するお問合せ、様々ございました。その中で、私としても先ほど、条例改正は今回のタイミングで行うけれども、実際の反映は次回の契約時ということをお聞きをして、ああ、なるほどなと思った部分もあるのですが、ちょっと前提としてお聞きをしたかったのは、今回、本委員会に提案をされている各種施設の利用料等の関係で、いわゆる指定管理をお任せしている部分というのが幾つかあるわけなのですけれども、実際の使用料収入、あといわゆる指定管理料、このあたりの関係が、現状、ちょっとどうなっているのか、ちょっと改めて整理をさせていただければと思います。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 現在は、基本協定、それから年度協定の中で、指定管理料という部分と使用料という部分を算定しまして、その中で運用しております。今後、仮に、例えば、市外の利用者が1.5倍、料金が上がった場合につきましては、その部分の増収面、増



収分につきましては、年度末での精算という形で、指定管理料を変更という形で進んでいくと考えてございます。

以上であります。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。いわゆる運営経費というものについて、利用料収入と指定管理料で事業者が賄っていただくと。その上で、例えば、といっても民間の方ですので、じゃあ一体どのように収益構造をつくっていくかといえば、例えば、その利用料収入ということで見れば、利用者の増をいかに図っていくかだとか、そういったところが一つは基本になってくるのかなとちょっと捉えておまして、そうした中で、今回お伺いをした中で、いわゆる単純に利用料を1.5倍にするということになれば、それで利用者が減るか減らないかといったところは別に置いておいて、当然、その部分での利用料収入の増というのがあると。それに対して、運営経費に対して公費を投入しているわけですから、そこについて単純に、お手盛りと言ってしまふと言葉は悪いのですけれども、そこで単純な増収ということではなくて、精算という言葉ではありましたけれども、例えば、その分、指定管理料を減額するとか、そういった意味合いになってくるかなと思うのですけれども、そのあたりで、そこについては整理をすることができました。

なので、その考え方については理解をするのですけれども、あくまでその使用料、手数料の物事の考え方、その議論というところについて、その一つ一つの物事の性質といいますか、市場性、あるいは、様々、考え方ありますけれども、そういった部分の議論というのは、やはりもうちょっと必要なかなと、私としては思っているということで申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○浅野委員長 ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）ないようですね。

では、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時04分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第59号、第72号、第73号及び第74号について、採決いたします。

議案第59号、第72号、第73号及び第74号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第59号、第72号、第73号及び第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号について、採決いたします。

議案第75号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第75号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時05分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 浅野 敏 江